

綾瀬市新生児聴覚検査助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新生児の聴覚障害の早期発見及び早期療育を図り、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えるために、新生児の聴覚検査に対して費用を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 聴覚検査は自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）又は耳音響放射検査（OAE）により実施する検査であって、新生児が生後初めて受検するものをいう。聴覚検査の対象となる者（以下「検査対象者」という。）は、令和5年4月1日以降に出生した者であって、初回の聴覚検査を受検する日において、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者（出生してから本市に出生の届出をされるまでの間にある者を含む。）
- (2) 生後60日に達するまでの者

(委託医療機関)

第3条 委託医療機関（聴覚検査を実施する病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）であって、神奈川県産科婦人科医会に加入しているものをいう。以下同じ。）は、次に掲げる指導等を行うこととする。

- (1) 検査対象者の保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）に対する検査結果の説明及び必要な助言指導並びに母子健康手帳への必要事項の記録
- (2) 検査対象者に精密検査が必要な場合における、他の医療機関等の紹介
- (3) 検査対象者の保護者に対する事後指導が必要な場合における、助言指導において必要な情報提供等の本市との連携

(補助券の交付)

第4条 市長は、本市に対して母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定による妊娠の届出をした者に対し、綾瀬市新生児聴覚検査費用補助券（以下「補助券」という。）を交付することで助成を行うものとする。

2 市長は、本市以外の市区町村で妊娠の届出をした者が本市へ転入し、又は第6条に規定する補助対象者が補助券を紛失又は破損した場合において、検査対象者が聴

覚検査を未受検であり、綾瀬市新生児聴覚検査費用補助券交付申込書（第1号様式。以下「交付申込書」という。）により申込みをしたときは、速やかに内容を審査し、適正と認めたときは、当該申込みをした者に対して、補助券を交付することで助成を行うものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、検査対象者の保護者から交付申込書の提出があった場合において、市長が特別の事情があると認めるときは、当該保護者に補助券を交付するものとする。

（補助券の単価）

第5条 補助券の単価は、3,000円とする。

（補助券の利用）

第6条 補助券の交付を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、委託医療機関において検査対象者に聴覚検査を受検させるときは、補助券を当該委託医療機関に提出するものとする。ただし、聴覚検査に要した金額が補助券の単価に満たない場合は、補助券を提出しないものとする。

- 2 委託医療機関は、補助対象者から補助券の提出を受けたときは、聴覚検査に要した費用から補助券の単価を減じた額を当該補助対象者に請求するものとする。

（補助券による請求方法）

第7条 委託医療機関は、前条第1項の規定による補助券の提出を受け聴覚検査を実施したときは、補助券に検査結果等の必要事項を記録し、聴覚検査を実施した日の属する月の翌月の10日までに、当該補助券を添えて、神奈川県産科婦人科医会に助成金を請求するものとする。

- 2 神奈川県産科婦人科医会は、前項の規定により委託医療機関から送付された補助券を添えて、市長に助成金を請求するものとする。

（補助券の無効）

第8条 補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助対象者に交付した補助券は無効とする。この場合において、補助券が既に委託医療機関に提出されているときは、補助券の単価に相当する金額を当該補助対象者に返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助券の交付を受けたとき。
- (2) 聴覚検査が不相当であると認められる事由があるとき。

(償還払い)

第9条 市長は、補助対象者のうち、次の各号のいずれかの理由により、聴覚検査に要した費用の全額を自ら負担した者に対して、助成金を償還払いするものとする。

- (1) 委託医療機関以外の医療機関等で受検したとき。
- (2) 聴覚検査に要した費用が、補助券の単価未満であったとき。
- (3) 委託医療機関において、やむを得ず補助券を提出できなかったとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めた理由

2 前項の規定による助成金の額は、聴覚検査に要した額とし、補助券の単価を限度とする。

(償還払いの申請)

第10条 償還払いの申請をする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、綾瀬市新生児聴覚検査費用助成金交付申請書（第2号様式）により、聴覚検査の受検後1年以内に申請するものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、1年を超えて期限を定めることができる。

- (1) 聴覚検査に要した費用を支払ったことを証する書類
- (2) 未使用の補助券
- (3) 聴覚検査の結果が確認できる書類

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成の可否を決定し、綾瀬市新生児聴覚検査費用助成金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により助成金の交付の決定を受けた者は、速やかに市長が指定する請求書を提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、聴覚検査の費用に対する助成の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

綾瀬市新生児聴覚検査費用補助券交付申込書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者氏名 _____（続柄 _____）

綾瀬市新生児聴覚検査助成事業実施要綱第4条第2項に基づき、次のとおり申し込みます。

母子健康 手帳番号	
妊産婦氏名等	ふりがな _____（電話 _____） 生年月日 年 月 日（ 歳）
夫 氏名等	ふりがな _____（電話 _____） 生年月日 年 月 日（ 歳）
子 氏名等 ※出生している場 合のみ	ふりがな _____ 生年月日 年 月 日
居 住 地	（〒 _____） 綾瀬市
今回の妊娠 について	妊娠週数 _____ 週（ か月） 出産予定日 年 月 日 ※出産後の場合は記入不要
申請理由	1 転入 2 再発行（紛失・破損）

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

綾瀬市新生児聴覚検査費用助成金交付（不交付）決定通知書

様

綾瀬市長



年 月 日付けで提出のありました綾瀬市新生児聴覚検査費用助成金交付申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 検査対象者の氏名

- 2 決定区分 助成する。
 助成しない。

(理由)

3 助成決定額 円